

# 広島女学院維持会問題第三者調査委員会報告書 (概要版)

平成 27 年 1 月 29 日

## 第 1 委員会設置の経緯・目的・構成等

### 1 委員会設置の経緯

#### (1) 学校法人広島女学院について

学校法人広島女学院は、明治 19 年に開学し、昭和 26 年に認可された学校法人であり、大学、中高及び幼稚園を設置経営している。

#### (2) 広島女学院維持会について

広島女学院維持会は、法人が教育内容充実のための諸施設・設備の整備等を行うにあたって、その財的基盤の強化維持に協力することを目的として、平成 4 年 5 月 22 日に発足した任意団体である。

#### (3) 問題発覚の端緒とこれまでの調査等の経緯

平成 26 年 3 月に法人に対して「維持会に収めた会費に対し、法人名で領収証が発行されているのはおかしいのではないか」という旨の指摘が職員からなされた。

これを受けて、平成 26 年 5 月に法人内部において「広島女学院維持会運営上発生した問題に関する調査・対策委員会」を設置した（構成員は外部弁護士、法人職員 2 名の計 3 名）。

調査・対策委員会が事実調査を行った結果、維持会会計において多額の使途不明金が存在すること等が判明した。この調査結果を踏まえ、使途不明金の問題のほか税額控除の問題等について、原因調査及び実態解明を行い、責任の所在を明らかにし再発防止策を講じることなどを目的として、平成 26 年 12 月に法人外部者のみで構成する「広島女学院維持会問題第三者調査委員会」が発足した。

### 2 構成

(委員長) 大植 伸 (弁護士)、(委員) 奥 兆生 (公認会計士・税理士)  
津浦 実 (元県立広島大学総務経営企画担当理事兼事務局長)

## 第2 前提事実

### 1 維持会の目的及び事業

広島女学院維持会会則によれば、維持会の目的及び事業は次のとおりである。

目的：会員の拠金及び女学院の企画する募金事業などへの協力により、その  
財的基盤の強化維持のために協力することをもって目的とする。

事業：(1)教育内容充実のための諸施設・設備の整備協力 (2)～(5)は省略

### 2 会則上の会計に関する規定等

#### (1) 収入に関する会則の規定

会則第 14 条では「本会の経費は、会費および寄附金をもって充てる」と規定されているが、寄附金についての定めはない。

会費と寄附金は、実際には区別されずに扱われていたものと考えられる。

### 3 維持会の本来の性格と実態

#### (1) 維持会の本来の設立目的・性格

維持会は、法人に対する寄附金の受け皿団体であった。

#### (2) 維持会の実態

しかし、発足後の維持会は、単なる寄附金の受け皿団体に過ぎないとは言  
い切れないような実態も有するようになった。

なお、維持会の会計を含む事務的業務は、発足当時法人の事務局長（平成  
26 年度途中まで理事長補佐）であったAが、維持会発足当初より平成 26 年  
3 月ころまでほとんど 1 人で行っていた。

## 第3 調査結果

### 1 通知第 454 号が遵守されなかった原因

#### (1) 維持会及び保護者等からの納付金の位置づけ等

##### ア 維持会の団体としての性格

維持会は法人に対する寄附金の受け皿団体であり、広く資金を調達する  
ために、会員として、大学の保護者等をも対象として設立された団体であ  
った。

##### イ 保護者等からの納付金の位置づけ

維持会会員が維持会に対して納付した金員の性格は、基本的にはいわゆ

る寄附金であった。

#### ウ 納付金の使用目的

保護者等による納付金は一般寄附金収入であって、大学等の教育研究に直接必要な経費以外の支出に充てられるという特定の使用目的が決められたものでは必ずしもなかった。

#### エ 小括

大学が維持会を通じて大学の保護者等からの納付金の寄附を受けることは、通知第 454 号 6(5)「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。」の要請に反するものであった可能性が高い。

#### (2) 法人・大学の体制の不備

通知 454 号は広島女学院内において受け付けはされており、理事長等は 6(5)の存在について認識し得たと考えられるにも拘らず、維持会を通じた大学の学生の保護者等からの納付金募集の是非について、何ら議論された形跡はなく、当時の法人及び大学の管理運営が組織的かつ有機的に行われていなかった面があるといわざるをえない。このような法人及び大学における管理運営体制の不備が、通知第 454 号が遵守されなかった主たる原因である。

#### (3) 監査法人の対応

監査法人が、維持会を通じて学生の保護者等からの納付金を受けることについて所轄庁の通知に反する旨を参考事項として監査報告書に記載しなかったのは、監査法人が維持会について単なる寄附金の受け皿団体ではなく会費で運営されている独立性の強い団体である等と判断したからであると考えられるが、この判断については、監査法人の法人及び維持会関係者からの聴き取りの内容、監査法人が維持会を上記のように判断した根拠などに照らし、不合理とまではいえない。

## 2 税額控除証明書の写しが維持会会員に交付されその状態が放置された原因

### (1) 維持会への金員納付者に対する税額控除証明書の写し交付の可否

保護者等の維持会への納付金が寄附金であるとしても、維持会は納付金を維持会の口座に振込む形で収受し、会則上も実態上も活動経費を除いた残額の一部しか法人に資金援助されず多額の資金が毎年累積する形になっていて、維持会に対し納付された資金のうち法人に資金援助された金額は半分にも満たないことなどから、維持会は単なる寄附金募集の窓口とはいえず、税額控除制度の適用はない可能性が非常に高いと考えられる。

## (2) 法人の管理運営体制の不備

ア 平成5年2月ころに、維持会の役員会で当時の学長より、「寄附を促進するために、寄附金特別控除制度を利用すればよい」旨の発言があり、維持会への金員納付者に対し法人名の領収証を発行することになった。当時の法人理事長も維持会の役員会に出席し了承していたので、Aが法人側に依頼し、以後法人事務局が用意した寄附金受領証明書に総務課長が保管する理事長印を押印するようになった。その扱いが、税額控除制度導入後もさしたる議論もなく継続されている。

平成24年には当時の理事長、学長、事務局長、総括経営企画担当あるいは総務課長が税額控除証明書写しの交付に疑義を持っていたが、上記のような扱いを変更するには至らなかった。

イ しかし、所得あるいは税額控除制度の適用を受ける団体は法人であり、その制度を維持会会員に利用させるのであるから、控除証明書の写しの交付の可否は、法人自体の問題であるし、所轄庁である文部科学省に申請して適用を受けるものであるから、複数の専門家や所轄税務署に文書で確認するなど、十分慎重に対応すべきであったと考えられるが、その可否について必要かつ十分な調査を行うことができていない。

ウ 以上のような、管理運営（法人全体において検討すべき重要な制度に関する協議・検討）体制における著しい不備が、税額控除証明書の写しが不適切に交付され継続された原因の1つとなっている。

## (3) 公印管理等の問題

寄附金受領証明書の発行については、公印の押印に関する法人の諸規程の不遵守も原因の1つと考えられる。これは、法人における担当者交代時

の引継体制に不十分な点があったこと、そして規程どおりの運用がなされなかったという点に関し職員に対するコンプライアンス教育が十分でなかったことなどに起因するものと指摘できる。また、寄附金受領証明書の発行管理体制の欠如も原因の1つと考えられる。

### 3 法人の監査体制が維持会に関する問題に対して十分に機能しなかった原因

#### (1) 法人の維持会に対する管理の必要性

維持会は、基本的には法人と密接な関連性を有する寄附団体であり、また、大学に限定されているとはいえ、通知第454号6(5)によって保護者等からの寄附は後援会等を通さず直接学校法人が処理するよう要請されているから、少なくとも通知第454号が出されて以降は、保護者等から維持会への資金の流れ及び維持会での資金の管理の状況についても、法人において一定の管理を行うべきであった。

#### (2) 理事長・理事・理事会について

ア 法人において維持会の問題に対し、ほとんど何らの管理も行われておらず、結果として、この問題に関しては、その管理体制は十分に機能していなかったと言わざるを得ないが、その原因については、理事個人において維持会の実態に対する認識状況に差異があると考えられること、法人の管理体制は様々な要素をもって構成されており、その機能が特定の事象に対して何故働かなかったかを判断することは必ずしも容易ではないことなどから、今回の調査によって十分にそれが解明できたとは言い難い。

イ もっとも、敢えてその原因を挙げるとすれば、維持会の様々な実態を十分知っていた者については、そのような団体がある場合に、法人が実態調査を行うなどして通知違反や不正行為等がないかを自ら確認する、あるいは理事会において確認するように求めるなどすべきであったのにこれを怠っており、法人関連の寄附金募集团体に関する管理の必要性についての認識が欠如していたということがいえる。

一方で、Aが維持会の会計を独占し正確な報告をしてこなかったこと等により、少なからぬ理事が維持会の実態を知り得なかったと思われることも、法人が維持会を管理できなかった原因の1つと考えられる。

また、「学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行って」いない旨が明記されていた「理事者による確認書」を監査法人に提出した理事長に関しては、この記述の正否についての調査・確認を怠ったことも原因として指摘できる。

なお、間接的には、Aについて、定年後も約 15 年もの長期間にわたって法人事務の要職に就かせており、適切な人事配置・管理が行われていなかったことも、その原因といえる。

通知第 454 号発令時、税額控除制度導入時、あるいはその他受領書に理事長印を押すことが問題視された時など、適時に適切な対応ができる管理運営体制になかったこともまた、大きな原因である。

### (3) 監事について

監事は、監事機能の充実等を積極的に提言しており、その後数年を経て、常勤監事や内部監査室が設置され、内部監査室をとおしてこの度の不正が発覚したことなども考え合わせれば、法人の管理運営において監事による監査が機能していなかったとはいえない。もっとも、維持会の実態について十分に認識していた者があるとするれば、その監事における法人関連の寄附金募集团体に関する管理の必要性についての認識の欠如が監査体制の機能不全の一因といえよう。

### (4) 監査人の会計監査

監査法人は維持会を監査対象に入れる必要はないと判断した。この判断が適切であったかについて、ここで意見を述べることは差し控える。

そもそも監査とは、監査計画の立案にはじまり、多段階にわたるリスク評価手続、リスク対応手続等からなる監査手続による総合判断であり、また、各監査手続における個別の判断の適否については、どのような状況下で行ったのかを解明しなければならず、詳細な調査を経ずしてその是非を一概に論ずることはできない。監査法人の広島女学院における監査手続の適否の正確な検証がなされるとすれば、それは別途しかるべき機関（例えば、日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度や監査業務審査会による

審査制度における検証と同等の検証が行なえる機関）が行うのが適切であると考えられる。

#### 4 維持会において使途不明金が発生しその状態が放置された原因

##### (1) 使途不明金について

本委員会の今回の一定の調査において、調査・対策委員会の報告書の維持会資金の使途に関する記載について、とりたてて不適切な点は認められなかった。

もっとも、Aが述べる維持会資金の使途の一部に対しては、それが事実であることに疑問を持たざるを得ない。

##### (2) 使途不明金の発生が長期間放置された原因

この点については、多くの原因が複合的に作用した結果であると考えられる。その要素を上げれば、①維持会自体に十分な会計ルールがなく、必要な計算書類等が作成・報告されていないなど、その管理能力が極めて低い状態にあったこと、②維持会の監事2名が公認会計士や税理士のような会計の専門家ではなく、十分にその職責を果たしていなかった可能性があること、③維持会の会計が事実上長期間A一人に任せられたこと、④Aが法人内で一定の信頼を得ており、Aの会計処理の適切性を表立って疑問視することが難しい雰囲気があったと考えられること等が挙げられる。

#### 5 維持会運営の透明性が保たれなかった原因

維持会運営の透明性が保たれなかった原因については、まず、基本的にA個人に大きな責任があることはいうまでもない。その点を除けば、上記1ないし4で述べたことにほぼ包含されるものと考えられる。

#### (参考事項)

- 1 この報告書概要版は、平成27年1月29日に開催された法人理事会に本委員会が提出した報告書を概要版にしたものである。
- 2 本文中の通知454号とは、平成14年10月1日付け文部科学省事務次官通知「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」である。